

第 1 3 9 0 号

# 甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所  
 甲府市丸の内一丁目18番1号  
 発行人 甲府市  
 毎月5日発行  
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

## 目 次

### [ 条 例 ]

甲府市市税条例の一部を改正する条例……………3  
 甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例……………15

### [ 告 示 ]

入札告示……………16  
 平成26年度下半期の財政状況等の公表……………19  
 甲府市各企業会計の平成26年度下半期の業務状況等の公表……………20  
 地縁による団体の告示された事項に係る変更告示……………21  
 自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し保管した旨の告示（2件）……………22  
 農用地利用集積計画を定めた旨の公告……………24  
 平成27年6月甲府市議会定例会招集告示……………25  
 国民健康保険料納入通知書公示送達……………26  
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………27  
 地縁による団体の告示された事項に係る変更告示……………29  
 開発行為に関する工事の完了公告……………30

入札告示（8件）……………31  
 開発行為に関する工事の完了公告（3件）……………54  
 担保権設定等財産の参加差押通知書公示送達……………57  
 開発行為に関する工事の完了公告（2件）……………58  
 地縁による団体の告示された事項に係る変更告示……………60  
 納期限変更告知書公示送達……………61  
 開発行為に関する工事の完了公告……………62  
 入札告示（6件）……………63  
 平成27年度補正予算の公表……………78  
 開発行為に関する工事の完了公告……………79  
 国民健康保険被保険者証無効告示……………80  
 介護保険被保険者証無効告示……………81  
 建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定公告……………82  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく道路の指定告示……………83  
 地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者の指定告示……………84

予防接種実施公告	85
開発行為に関する工事の完了公告	87
交付要求通知書公示送達	88
[ 市 議 会 ]	
甲府市議会会議規則の一部を改正する規則	89
[ 教 育 委 員 会 ]	
甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則	90
入札告示（3件）	96
教育委員会告示第11号の内容を訂正する告示	105
[選挙管理委員会]	
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	106
選挙管理委員会委員長の決定告示	107
[ 農 業 委 員 会 ]	
甲府市農業委員会6月定例総会招集公告	108
[ 上 下 水 道 局 ]	
入札告示（8件）	109
指定給水装置工事事業者の廃止の届出があった旨の告示	134
[ 任 免 辞 令 ]	
市長事務部局	135

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

---

# 条例

---

甲府市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月26日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市条例第23号

### 甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和25年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は名称」を「（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）」に改め、同条第4号中「又は名称」を「（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）」に改める。

第19条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第26条の2第2項中「算定する。」の次に「ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。」を加える。

第29条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第29条の5第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第33条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号第45条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5

項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第45条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第52条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第54条の2第1項第1号及び第54条の3第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第67条第2項第2号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第67条の2第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)」に改める。

第160条の2第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第168条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

附則第5条の2に次の1項を加える。

7 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第5条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第6条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条の2を次のように改める。

#### 第12条の2 削除

附則第19条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第27条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第3号及び第4号、第26条の2第2項、第29条の2第8項、第29条の5第4項、第33条第2項各号、第45条の2第1項第1号、第45条の3第1項第1号及び第2項第1号、第52条第2項第1号、第54条の2第1項第1号、第54条の3第1項第1号、第67条第2項第2号、第67条の2第2項第1号、第160条の2第2項第1号並びに第168条第1号の改正規定並びに附則第5条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の改正規定並びに次条第1項、第2項及び第4項、第3条第1項、第4条、第6条並びに第7条の規定 平成28年1月1日
- (2) 第19条第2項の改正規定並びに附則第12条の2及び第27条第1項の改

正規定並びに次条第3項及び第5条の規定 平成28年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の甲府市市税条例（以下「新条例」という。）第26条の2第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第33条第2項第1号の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

3 新条例第19条第2項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第29条の2第8項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第29条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の甲府市市税条例（以下「旧条例」という。）第29条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第45条の2第1項第1号、第45条の3第1項第1号及び第2項第1号、第52条第2項第1号、第54条の2第1項第1号並びに第54条の3第1項第1号並びに附則第5条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第45条の2第1項並びに第45条の3第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第52条第2項に規定する申請書又は新条例第54条の2第1項及び第54条の3第1項並びに附則第5条の3各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第45条の2第1項並びに第45条の3第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第52条第2項に規定する申請書又は旧条例第54条の2第1項及び第54条の3第1項並びに附則第5条の3各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第5条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改

正法」という。) 第 1 条の規定による改正後の地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 附則第 15 条の 8 第 4 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例第 67 条第 2 項第 2 号及び第 67 条の 2 第 2 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第 67 条第 2 項並びに第 67 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第 67 条第 2 項並びに第 67 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第 12 条の 2 に規定する喫煙用の紙巻たばこ (以下この条において「紙巻たばこ 3 級品」という。) に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第 72 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき  
2,925 円

(2) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき  
3,355 円

(3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき  
4,000 円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第 74 条の 2 第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 74 条の 2 第 1 項	法施行規則第 34 号の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改 正する省令 (平成 27 年総務
-----------------	----------------------	-----------------------------------

		省令第38号) 第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第74条の2第2項	法施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第74条の2第3項	法施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第74条の2第4項	法施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第69条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年



改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第15条、第74条の2第4項及び第5項並びに第74条の5の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第15条	第74条の2第1項若しくは第2項、	甲府市市税条例の一部を改正する条例（平成27年6月条例第23号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第5条第6項、
第15条第2号	第74条の2第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第15条第3号	第32条の10第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第74条の2第1項若しくは第2項の申告書又は第160条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第74条の2第4項	法施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定

第74条の2第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
第74条の5第2項	第74条の2第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第74条の3の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第74条の2第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄

に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 9 項
	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 0 項において準用する同条第 4 項
	平成 2 8 年 5 月 2 日	平成 2 9 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 2 8 年 9 月 3 0 日	平成 2 9 年 1 0 月 2 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 9 項
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第 1 5 条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 1 0 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 1 5 条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 1 0 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 1 5 条第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 1 0 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 7 4 条の 2 第 4 項の項	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 0 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 7 4 条の 2 第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 1 0 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 7 4 条の 5 第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 1 0 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 9 項

- 1 1 平成 3 0 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 1 0 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する

営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

1.2 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項及び
第7項の表第15条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第15条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第15条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第74条の2第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第74条の2第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第74条の5第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

1.3 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これ

らの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 1 2 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 1, 2 6 2 円とする。

- 1 4 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 1 3 項
	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 4 項において準用する同条第 4 項
	平成 2 8 年 5 月 2 日	平成 3 1 年 4 月 3 0 日
第 6 項	平成 2 8 年 9 月 3 0 日	平成 3 1 年 9 月 3 0 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 1 3 項
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第 1 5 条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 1 4 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 1 5 条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 1 4 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 1 5 条第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 1 4 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 7 4 条の 2 第 4 項の項	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 4 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 7 4 条の 2 第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 1 4 項において準用する同条第 6 項

第7項の表第74条の 5第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において 準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第160条の2第2項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第160条の2第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例第168条の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第168条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第168条の規定による申告については、なお従前の例による。

甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月26日

甲府市長 樋口 雄一

#### 甲府市条例第24号

甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例

(甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例の一部改正)

第1条 甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例(昭和47年10月条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「12歳」を「15歳」に改める。

(甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例の一部改正)

第2条 甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例(昭和50年12月条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条中「12歳」を「15歳」に改める。

(甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例の一部改正)

第3条 甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例(昭和52年9月条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1号中「12歳」を「15歳」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 第1条から第3条までの規定による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後において受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日の前日まで受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

---

# 告示

---

甲府市告示第224号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

## 1 入札対象業務

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| (1) 入札番号   | 業務委託 第390号            |
| (2) 業務名称   | 玉諸福祉センター整備に係る基本計画策定委託 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から平成27年10月30日まで  |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                |
| (6) 予定価格   | 公表しない                 |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                  |

## 2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店または営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。

## 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等



- (1) 配付期間 平成27年6月1日(月)～平成27年6月10日(水)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市福祉部福祉総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階  
電話055-237-5457
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
  - ア 期間 平成27年6月1日(月)～平成27年6月10日(水)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
  - イ 場所 甲府市福祉部福祉総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階  
電話055-237-5457

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成27年6月30日(火) 午後2時00分
- (2) 場 所 甲府市役所  
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎4階(市民対話室)  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を

- 履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
  - (4) 仕様説明会を行わない。
  - (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

地方自治法第243条の3第1項並びに甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第4条第1項の規定により、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市土地区画整理事業用地先行取得事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計及び甲府市浄化槽事業特別会計の平成26年度下半期の財政状況を別紙のとおり公表する。

平成27年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第226号

地方公営企業法第40条の2の規定並びに甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第4条第1項の規定により、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計及び甲府市水道事業会計の平成26年度下半期の業務の状況を別紙のとおり公表する。

平成27年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第227号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年6月2日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 山宮ハイタウン自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	大 宮 不 二 彦	山 本 秀 明
代表者 住 所	甲府市山宮町3371番地435	甲府市山宮町3371番地456

3 変更年月日 平成27年5月17日

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、第12条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年6月2日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所  
山梨県立図書館西側駐輪場南道路  
甲府駅北口階段下  
NHK南東階段下  
よっちゃばれ広場
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等  
別紙のとおり
- 3 保管した日  
平成27年5月27日（水）
- 4 返還の申出場所  
市民部市民協働室消費生活センター  
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所  
甲府市甲府駅南口仮設自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物  
住所・氏名を確認できるもの・自転車等の鍵  
撤去保管料（自転車1000円・原動機付自転車2000円）

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、第12条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年6月2日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所  
山交北側歩道  
郵便局前  
甲府駅南口第2自転車駐車場東道路・陸橋下歩道  
吉野家東・吉野家前・ロータリー
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等  
別紙のとおり
- 3 保管した日  
平成27年5月29日（金）
- 4 返還の申出場所  
市民部市民協働室消費生活センター  
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所  
甲府市甲府駅南口仮設自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物  
住所・氏名を確認できるもの・自転車等の鍵  
撤去保管料（自転車1000円・原動機付自転車2000円）

甲府市告示第230号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成27年6月3日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間  
告示の日から2週間



甲府市告示第231号

平成27年6月甲府市議会定例会を平成27年6月11日午後1時、甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市議会議場に招集する。

平成27年6月4日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第232号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年6月4日

甲府市長 樋口雄一

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 書類名   | 甲府市国民健康保険料納入通知書  |
| 2 | 発送日   | 平成27年5月1日  |
| 3 | 項目    | 国民健康保険料過年2期分（平成26年度相当分）<br>国民健康保険料過年2期分（平成25年度相当分）   |
| 4 | 納期限   | 平成27年6月1日<br>（納期限を平成27年6月30日に再指定）  |
| 5 | 納付場所  | 甲府市指定金融機関<br>甲府市収納代理金融機関<br>ゆうちょ銀行・郵便局<br>甲府市税務部収納管理室収納課<br>甲府市市民部市民総室国民健康保険課<br>窓口センター<br>甲府市指定コンビニエンスストア |
| 6 | 納付義務者 | 別紙のとおり（4件）<br>（平成26年度相当分3件＋平成25年度相当分1件）  |

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成 2 7 年 6 月 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 業務名

甲府市公開型 G I S 構築業務及び運用保守管理業務

2 業務概要

本市においては、地図データを庁内で活用することにより業務の効率化等を図ることを目的に、平成 2 2 年度に統合型 G I S を導入し、各担当部署が独自データを作成し活用しており、業務の利便性の向上等が図られている。

公開型 G I S は、統合型 G I S において整備されたデータや行政の保有する様々なデータと位置情報を組み合わせて公開することにより、住民間の情報共有の場としての利用も可能であり、また、民間事業者に効率的に利活用してもらうことにより、地域ビジネスの活性化も期待される。

こうしたことから、市民等と行政の共通基盤として市民サービスの向上や地域振興を図るため、公開型 G I S 導入に際して、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から企画提案を募集し、一定の基準で評価・選考する「公募型プロポーザル」を実施する。

3 履行期間

(1) 構築業務

契約締結の日から平成 2 7 年 1 2 月 3 1 日までとする。

(2) 運用保守管理業務

平成 2 8 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日までとする。

4 参加資格条件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 本市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。

(3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更正手続き等及び民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(4) 本市の指名停止を受けている者でないこと。

- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 過去5年以内に他都市において、公開型GIS構築業務等、本業務と類似業務の受託実績を有していること。
- (7) 本業務を遂行するために必要とされる資格・業務経験を有し、公開型GIS構築業務等に精通した者を従事させることができること。

## 5 手続等

- (1) 甲府市公開型GIS構築業務及び運用保守管理業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「公募型プロポーザル実施要領」という。）等の配布  
公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等は、甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

## 6 連絡先

甲府市総務部総務総室情報課（担当：中込）

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL：055-237-5216

FAX：055-220-6938

E-mail：jkanri@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第234号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年6月5日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 岩窪自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	山 村 茂 雄	山 本 光 信
代表者 住 所	甲府市岩窪町110番地	甲府市古府中町4989番地2

3 変更年月日 平成27年4月6日

甲府市告示第235号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市新田町48番1及び48番3  
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市新田町19番22号  
塩野 孝春

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成27年6月9日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 83号		
工事名	甲府商業高等学校部室A棟建設(建築主体)工事		
工事場所	甲府市上今井町300		
工事概要	1	工事内容	壁式鉄筋コンクリート造 2階建 延べ面積 352.72㎡
	2	工期	平成28年2月26日まで
	3	予定価格 (税込み)	72,806,040円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	鉄筋コンクリート造等による公共施設等の新築、改築、増築工事等。ただし、1件の工事請負額が、3,600万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)

	5	近接工事	平成27年5月12日告示（（建築）23号（甲府商業高等学校一文字棟リニューアルI期（建築主体）工事））及び平成27年6月9日告示（（建築）84号（甲府商業高等学校部室B棟建設（建築主体））工事の落札者は、本工事の落札者となることはできません。
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型II
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年6月9日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年6月18日
	3	申請書受付開始日	平成27年6月9日
	4	申請書受付締切日	平成27年6月18日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年6月24日
	6	設計図書配付開始日	平成27年6月9日
	7	設計図書配付締切日	平成27年6月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年6月9日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年6月25日
	10	入札日時	平成27年7月3日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成27年7月8日
	12	開札日時	平成27年7月14日 午前9時10分
	13	落札者決定日	平成27年7月15日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書



入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年6月30日 午後5時まで
	2	回答	平成27年7月1日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成27年7月10日まで
	2	回答	平成27年7月13日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成27年7月13日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成27年6月9日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 84号		
工事名	甲府商業高等学校部室B棟建設(建築主体)工事		
工事場所	甲府市上今井町300		
工事概要	1	工事内容	壁式鉄筋コンクリート造 2階建 延べ面積 306.00㎡
	2	工期	平成28年2月26日まで
	3	予定価格 (税込み)	54,633,960円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	鉄筋コンクリート造等による公共施設等の新築、改築、増築工事等。ただし、1件の工事請負額が、2,700万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
	5	近接工事	平成27年5月12日告示( (建築) 23号 (甲府商業高等学校一文字棟リ

			ニューアルⅠ期（建築主体）工事） 及び平成27年6月9日告示（（建築） 83号（甲府商業高等学校部室A棟建 設（建築主体））工事の落札者は、本 工事の落札者となることはできません。
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	平成27年6月9日
	2	入札説明書等配付締切 日	平成27年6月18日
	3	申請書受付開始日	平成27年6月9日
	4	申請書受付締切日	平成27年6月18日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成27年6月24日
	6	設計図書配付開始日	平成27年6月9日
	7	設計図書配付締切日	平成27年6月25日
	8	設計図書に関する質問 開始日	平成27年6月9日
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成27年6月25日
	10	入札日時	平成27年7月3日 午前9時20分
	11	価格以外の評価点公表 日	平成27年7月8日
	12	開札日時	平成27年7月14日 午前9時20分
	13	落札者決定日	平成27年7月15日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資 格に対する 説明	1	質問	平成27年6月30日 午後5時まで
	2	回答	平成27年7月1日

価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成27年7月10日まで
	2	回答	平成27年7月13日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成27年7月13日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払		請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第238号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年6月9日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 69号		
工事名	城南中学校校舎増築(電気設備)工事		
工事場所	甲府市大里町2590-1		
工事概要	1	工事内容	・北棟 鉄筋コンクリート造 3階建て 延べ面積 520.20㎡ ・中棟 鉄骨造 平屋建て 延べ面積 256.10㎡ に伴う電気設備工事一式
	2	工期	平成28年3月4日まで
	3	予定価格 (税込み)	16,152,480円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。ただし、 1件の工事請負額が800万円以上の 実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
	5	近接工事	平成27年6月9日告示( (電気) 80号 (城南中学校校舎リニューア

			<u>ルI期（電気設備）工事）の落札者は、本工事の落札者となることはできません。</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年6月9日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年6月18日
	3	申請書受付開始日	平成27年6月9日
	4	申請書受付締切日	平成27年6月18日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年6月24日
	6	設計図書配付開始日	平成27年6月9日
	7	設計図書配付締切日	平成27年6月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年6月9日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年6月25日
	10	入札及び開札日時	平成27年7月3日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年6月30日 午後5時まで
	2	回答	平成27年7月1日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	

	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第239号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年6月9日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 80号		
工事名	城南中学校校舎リニューアルI期(電気設備)工事		
工事場所	甲府市大里町2590-1		
工事概要	1	工事内容	城南中学校校舎リニューアルI期 電気設備工事〔1-4棟、8棟、12棟、24棟、25棟〕 便所改修〔8棟、12棟〕(6室)一式 配膳室改修 一式
	2	工期	平成28年3月4日まで
	3	予定価格(税込み)	18,039,240円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。ただし、1件の工事請負額が900万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
	5	近接工事	平成27年6月9日告示((電気)69号(城南中学校校舎増築(電気設備)工事))の落札者は、本工事



			<u>の落札者となることはできません。</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年6月9日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年6月18日
	3	申請書受付開始日	平成27年6月9日
	4	申請書受付締切日	平成27年6月18日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年6月24日
	6	設計図書配付開始日	平成27年6月9日
	7	設計図書配付締切日	平成27年6月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年6月9日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年6月25日
	10	入札及び開札日時	平成27年7月3日 午前10時
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年6月30日 午後5時まで
	2	回答	平成27年7月1日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年6月9日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(管) 70号		
工事名	城南中学校校舎増築（機械設備）工事		
工事場所	甲府市大里町2590-1		
工事概要	1	工事内容	城南中学校校舎増築工事 北棟 RC造 3階建て 延べ面積520.20㎡ 中庭棟 鉄骨造 平屋建て 256.10㎡に伴う機械設備工事 1式
	2	工期	平成28年3月4日まで
	3	予定価格 (税込み)	23,318,280円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。ただし、 1件の工事請負額が1,100万円 以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
	5	近接工事	平成27年6月9日告示（(管) 71号（城南中学校校舎リニューア ルI期（機械設備）工事））の落札

			<u>者は、本工事の落札者となることはできません。</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年6月9日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年6月18日
	3	申請書受付開始日	平成27年6月9日
	4	申請書受付締切日	平成27年6月18日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年6月24日
	6	設計図書配付開始日	平成27年6月9日
	7	設計図書配付締切日	平成27年6月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年6月9日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年6月25日
	10	入札及び開札日時	平成27年7月3日 午前10時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年6月30日 午後5時まで
	2	回答	平成27年7月1日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年6月9日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(管) 71号		
工事名	城南中学校校舎リニューアルⅠ期（機械設備）工事		
工事場所	甲府市大里町2590-1		
工事概要	1	工事内容	校舎リニューアルⅠ期工事に伴う給排水、衛生設備工事 1式 ⑧棟（特別教室棟）1～3階便所改修 ⑫棟（普通教室棟）1～3階便所改修
	2	工期	平成28年3月4日まで
	3	予定価格（税込み）	28,433,160円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。ただし、1件の工事請負額が1,400万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>（本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。）</u>
	5	近接工事	<u>平成27年6月9日告示（（管）70号（城南中学校校舎増築（機械設備）工事））の落札者は、本工事</u>

			<u>の落札者となることはできません。</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年6月9日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年6月18日
	3	申請書受付開始日	平成27年6月9日
	4	申請書受付締切日	平成27年6月18日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年6月24日
	6	設計図書配付開始日	平成27年6月9日
	7	設計図書配付締切日	平成27年6月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年6月9日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年6月25日
	10	入札及び開札日時	平成27年7月3日 午前10時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年6月30日 午後5時まで
	2	回答	平成27年7月1日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---



甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年6月9日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(管) 88号		
工事名	新紺屋小学校校舎リニューアルI期（機械設備）工事		
工事場所	甲府市武田一丁目3-34		
工事概要	1	工事内容	校舎リニューアルI期工事に伴う機械設備工事 （北館1～3階便所・手洗い場） 給排水・衛生設備工事 1式
	2	工期	平成27年11月30日まで
	3	予定価格 （税込み）	17,628,840円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。ただし、 1件の工事請負額が800万円以上の 実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>（本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。）</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年6月9日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年6月18日
	3	申請書受付開始日	平成27年6月9日

	4	申請書受付締切日	平成27年6月18日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年6月24日
	6	設計図書配付開始日	平成27年6月9日
	7	設計図書配付締切日	平成27年6月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年6月9日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年6月25日
	10	入札及び開札日時	平成27年7月3日 午前10時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年6月30日 午後5時まで
	2	回答	平成27年7月1日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年6月10日

甲府市長 樋口雄一

1 入札対象業務

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| (1) 入札番号   | 業務委託 第414号           |
| (2) 業務名称   | 相生地区都市再生整備計画事業事後評価業務 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から平成28年3月31日まで  |
| (4) 履行場所   | 仕様書による               |
| (5) 業務内容   | 仕様書による               |
| (6) 予定価格   | 公表しない                |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                 |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 平成26年度までに社会資本総合整備計画の評価業務を元請契約し、完了した実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成27年6月10日（水）～平成27年6月19日（金）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

- 午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市福祉部福祉総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階  
電話055-237-5457
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成27年6月10日（水）～平成27年6月19日（金）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市福祉部福祉総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階  
電話055-237-5457
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成27年7月8日（水） 午後2時00分
- (2) 場 所 甲府市役所  
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎8階（会議室8-1）  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：（契約金額の10/100）：納付  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要

- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市和戸町字石原田33番6  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都多摩市一ノ宮二丁目15番地の3  
SAEKI YKY株式会社  
代表取締役 佐伯 良夫

甲府市告示第245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市増坪町字御覧326番3及び327番1  
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市増坪町317番地  
青柳 幸夫

甲府市告示第246号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市増坪町字酒上り207番2、207番3、207番4及び211番  
以上4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市増坪町211番地  
土橋 幸司



甲府市告示第247号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年6月10日

甲府市長 樋口雄一

- |   |           |                          |
|---|-----------|--------------------------|
| 1 | 書類名       | 担保権設定等財産の参加差押通知書 税発第519号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 木村義光                     |
| 3 | 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課         |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月10日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市小瀬町字北屋敷530番1、531番1及び533番2  
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都西東京市新町五丁目13番17号  
櫻井里江子

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月10日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市国玉町字五本杉374番1、374番3及び374番4  
以上3筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び水路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県茅ヶ崎市今宿509番地  
森 文 男

甲府市告示第250号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年6月12日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 愛宕町中部自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	清 水 嘉 男	井 上 潤
代表者 住 所	甲府市愛宕町141番地	甲府市愛宕町41番地

3 変更年月日 平成27年5月1日

甲府市告示第251号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年6月15日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                  |         |
|---|-----------|------------------|---------|
| 1 | 書類名       | 納期限変更告知書         | 税発第762号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略）             |         |
| 3 | 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |         |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市大里町字西耕地4379番1から4379番10まで並びに宮原町字堰添1232番3及び1232番8

以上12筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ゴミ置場及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市貢川本町4番19号

大和ハウス工業株式会社 山梨支店

支配人 野志 征生

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成27年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 112号		
工事名	甲運小学校給食室増改築（建築主体）工事		
工事場所	甲府市川田町65番地2		
工事概要	1	工事内容	甲運小学校給食室増改築（建築主体）工事 一式 構造：鉄骨造 規模：平屋建て 延べ面積281㎡ 外構工事 一式
	2	工期	平成28年2月26日まで
	3	予定価格 (税込み)	92,098,080円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	鉄骨造等による公共施設等の新築、改築、増築工事等。ただし、1件の工事請負額が、4,600万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)

総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年7月2日
	3	申請書受付開始日	平成27年6月23日
	4	申請書受付締切日	平成27年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年7月8日
	6	設計図書配付開始日	平成27年6月23日
	7	設計図書配付締切日	平成27年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年7月9日
	10	入札日時	平成27年7月17日 午前9時30分
	11	価格以外の評価点公表日	平成27年7月23日
	12	開札日時	平成27年7月29日 午前9時30分
	13	落札者決定日	平成27年7月30日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年7月14日 午後5時まで
	2	回答	平成27年7月15日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成27年7月27日まで
	2	回答	平成27年7月28日



価格以外の評価を修正した場合	公表	平成27年7月28日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成27年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 113号		
工事名	国母小学校給食室増改築（建築主体）工事		
工事場所	甲府市国母四丁目1番10号		
工事概要	1	工事内容	国母小学校給食室増改築（建築主体）工事 一式 構造：鉄骨造 規模：平屋建て 延べ面積300㎡ 外構工事 一式
	2	工期	平成28年2月26日まで
	3	予定価格 (税込み)	99,139,680円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	鉄骨造等による公共施設等の新築、改築、増築工事等。ただし、1件の工事請負額が、4,900万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)

総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年7月2日
	3	申請書受付開始日	平成27年6月23日
	4	申請書受付締切日	平成27年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年7月8日
	6	設計図書配付開始日	平成27年6月23日
	7	設計図書配付締切日	平成27年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年7月9日
	10	入札日時	平成27年7月17日 午前9時40分
	11	価格以外の評価点公表日	平成27年7月23日
	12	開札日時	平成27年7月29日 午前9時40分
	13	落札者決定日	平成27年7月30日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年7月14日 午後5時まで
	2	回答	平成27年7月15日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成27年7月27日まで
	2	回答	平成27年7月28日

価格以外の評価を修正した場合	公表	平成27年7月28日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成27年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 114号		
工事名	東小学校給食室増改築（建築主体）工事		
工事場所	甲府市朝気一丁目14番1号		
工事概要	1	工事内容	東小学校給食室増改築（建築主体）工事 構造：鉄骨造 規模：平屋建て 延べ面積289㎡ 外構工事 一式
	2	工期	平成28年2月26日まで
	3	予定価格 (税込み)	97,511,040円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	鉄骨造等による公共施設等の新築、改築、増築工事等。ただし、1件の工事請負額が、4,800万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)

総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年7月2日
	3	申請書受付開始日	平成27年6月23日
	4	申請書受付締切日	平成27年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年7月8日
	6	設計図書配付開始日	平成27年6月23日
	7	設計図書配付締切日	平成27年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年7月9日
	10	入札日時	平成27年7月17日 午前9時50分
	11	価格以外の評価点公表日	平成27年7月23日
	12	開札日時	平成27年7月29日 午前9時50分
	13	落札者決定日	平成27年7月30日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年7月14日 午後5時まで
	2	回答	平成27年7月15日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成27年7月27日まで
	2	回答	平成27年7月28日

価格以外の評価を修正した場合	公表	平成27年7月28日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(管) 104号		
工事名	北東公民館空調機（GHP）改修（第2期）工事		
工事場所	甲府市武田三丁目1-6		
工事概要	1	工事内容	・都市ガス用GHP（25PS）1台 ・都市ガス用GHP（16PS）1台 ・天井カセット型室内機（14／16kw）4台 ・天井カセット型室内機（7.1／8kw）9台 同上取替に伴う、冷媒配管・ガス設備工事等1式
	2	工期	平成27年10月19日まで
	3	予定価格 (税込み)	17,756,280円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。ただし、1件の工事請負額が800万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年7月2日



	3	申請書受付開始日	平成27年6月23日
	4	申請書受付締切日	平成27年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年7月8日
	6	設計図書配付開始日	平成27年6月23日
	7	設計図書配付締切日	平成27年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年7月9日
	10	入札及び開札日時	平成27年7月17日 午前10時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年7月14日 午後5時まで
	2	回答	平成27年7月15日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 110号		
工事名	塔岩塚原線外舗装修繕工事(27-1)		
工事場所	甲府市国母二丁目地内外		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工延長 L = 280.0m</li> <li>・舗装工 A = 2050.0㎡</li> <li>・区画線工 1式</li> <li>・付帯工 1式</li> </ul>
	2	工期	平成27年10月23日まで
	3	予定価格 (税込み)	18,576,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P)650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年7月2日
	3	申請書受付開始日	平成27年6月23日

	4	申請書受付締切日	平成27年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年7月8日
	6	設計図書配付開始日	平成27年6月23日
	7	設計図書配付締切日	平成27年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年7月9日
	10	入札及び開札日時	平成27年7月17日 午前10時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年7月14日 午後5時まで
	2	回答	平成27年7月15日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第258号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(防水) 109号		
工事名	石田小学校北館東側屋上防水改修工事		
工事場所	甲府市上石田三丁目6-31		
工事概要	1	工事内容	・シート防水、ウレタン塗膜防水改修 1061.0㎡
	2	工期	平成27年9月11日まで
	3	予定価格 (税込み)	11,419,920円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	防水 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P)500点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の防水工事。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年7月2日
	3	申請書受付開始日	平成27年6月23日

	4	申請書受付締切日	平成27年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年7月8日
	6	設計図書配付開始日	平成27年6月23日
	7	設計図書配付締切日	平成27年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年7月9日
	10	入札及び開札日時	平成27年7月17日 午前10時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年7月14日 午後5時まで
	2	回答	平成27年7月15日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第259号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成27年6月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成27年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

平成27年度甲府市一般会計補正予算（第2号）

平成27年6月23日 原案可決

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月25日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市東下条町字御堂422番1の一部、422番5の一部、  
422番6の一部、422番7、425番1、426番及び426番2  
以上7筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市東下条町171番地3  
東下条町自治会  
自治会長 近山 則夫

甲府市告示第261号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成27年6月25日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり



甲府市告示第262号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成27年6月25日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

甲府市告示第 2 6 3 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 4 号の規定により、土地区画整理法による事業計画の定められた道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして、次のとおり指定する。

その関係図書は建設部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成 2 7 年 6 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

	種別	路線名	延長	計画幅員
①	区画道路	4 - 3 1	変更後 3 0 . 1 m 変更前 8 5 . 9 m	4 . 0 m
	特殊道路	4 - 7	1 5 . 3 m	4 . 0 m
	特殊道路	4 - 8	1 1 . 2 m	4 . 0 m
②	区画道路	6 - 1 3 の一部	1 2 9 . 5 m 指定済み部分 1 2 5 . 0 m	6 . 0 m
③	区画道路	6 - 1 4 の一部	4 0 . 0 m 指定済み部分 1 5 1 . 0 m	6 . 0 m

甲府市告示第264号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により公示する。

平成27年6月25日

甲府市長 樋口 雄一

道路の種類	路線名	区間
市道	富士見中線	甲府市朝日一丁目198番2地先 甲府市北口一丁目9番地先

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定し、告示する。

平成27年6月25日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地  
ヤフー株式会社  
東京都港区赤坂9丁目7番1号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入  
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類  
Master Card  
VISA  
JCB  
American Express  
Diners Club  
SAISON CARD  
Yahoo JAPAN  
UC  
TS3
- 4 指定代理納付者に代理納付させる期間  
平成27年6月30日から平成28年3月31日まで

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成27年6月26日

甲府市長 樋口雄一

1 実施内容（平成27年7月分）

種 類	対 象 者		場 所
Hib	初回	生後2月から生後60月に 至るまでの間にある者	指定 医療機関 (別掲)
	追加		
肺炎球菌 (小児がかかるもの)	初回	生後2月から生後60月に 至るまでの間にある者	
	追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ (DPT-IPV)	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
単独不活化ポリオ	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
B C G	生後1歳に至るまでの間にある者		
水痘	初回	生後12月から生後36月に 至るまでの間にある者	
	追加		
麻しん風しん混合 (M R) 麻しん単独 風しん単独	第1期	生後12月から生後24月に 至るまでの間にある者	
	第2期	5歳以上7歳未満の者であつて、小学校就学前の1年間にある者	

日本脳炎	第1期初回	生後6月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
	第2期	9歳以上13歳未満の者	
	特例※1	平成7年4月2日から平成19 年4月1日の間に生まれた者	
ジフテリア 破傷風 (DT トキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者	
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から 16歳となる日の属する年度の末日までの 間にある女子		
高齢者 肺炎球菌	・平成27年度に65歳、70歳、75歳、 80歳、85歳、90歳、95歳、100歳 となる者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心 臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の 日常生活活動が極度に制限される程度の障 害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスによ り、免疫の機能に日常生活がほとんど不可 能な程度の障害を有する者（障害者手帳1 級相当）		高齢者肺 炎球菌指 定医療機 関 (別掲)

※1 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

## 2 予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかに発熱のある人
- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
- (4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

甲府市告示第267号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月30日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市上町字天神1139番2  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市中町423番地1  
シャーマゾンアトリオA101  
河東伸明

甲府市告示第268号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |                  |         |
|-------------|------------------|---------|
| 1 書類名       | 交付要求通知書          | 税発第763号 |
| 2 送達を受けるべき者 | （省略）             |         |
| 3 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |         |



---

# 市議会

---

甲府市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月25日

甲府市議会議長 池谷 陸雄

## 甲府市議会規則第1号

甲府市議会会議規則の一部を改正する規則

甲府市議会会議規則（昭和50年3月議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第67条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

# 教育委員会

---

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月23日

甲府市教育委員会

委員長 平賀 数人

## 甲府市教育委員会規則第7号

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（平成13年6月教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市町村民税課税額を証する書類

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第4号に規定する書類の提出は、市が課税状況を確認できる場合はこの限りでない。前年中に国外での収入がある世帯に属する者の場合には、前年中の収入金額を証する書類を提出するものとする。

別表中「199,000円」を「272,000円」に、「253,000円」を「290,000円」に、「Aの額」を「77,100円」に、「Bの額」を「211,200円」に、「51,400円」を「102,600円」に、「253,000円」を「290,000円」に、「51,400円」を「102,600円」に、「102,600円」を「205,300円」に改め、備考7及び備考8を削り、備考6を備考8とし、備考5を備考7とし、備考4を備考6とし、備考3の次に次のように加える。

4 所得割額の判定基準日は6月1日とする。ただし、転入をした園児にあつ

ては、当該転入日とする。

- 5 前年中に国外での収入がある世帯については、外貨での収入については円に換算し、国内外の収入額を合算したものにより算出した市町村民税所得割を補助基準に適用する。

別表中備考9を次のように改める。

- 9 小学校1年生、2年生又は3年生として就学している兄又は姉で、その年齢が本来の就学年齢の小学校4年生以上であるものを有する就園児については、小学校1年生から3年生までの兄又は姉がいる就園児とみなす。

別表備考に次のように加える。

- 10 小学校1年生から3年生までの兄又は姉がいる場合の表に該当する世帯について算定した補助限度額の合計額が、当該世帯を小学校1年生から3年生までの兄又は姉がいない場合の表に該当することとして算定した補助限度額の合計額を下回る場合は、同表に該当することとした場合の補助限度額をもって当該世帯に係る補助限度額とする。

- 11 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別課税額控除前の所得割課税額を用いて、世帯の区分を決定する。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式(第3条関係)						
年度幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書						
			幼 稚 園 名			
保育料等減免 措置階層区分		(a) 減 免 額 円		(b) 補助人員 人	(a) × (b) 補助金額 円	補助申請額 円
		生活保護世帯	従来条件	第1子		
第2子						
第3子以降						
新条件	第2子					
	第3子以降					
市町村民税非課税世帯	従来条件	第1子				
		第2子				
		第3子以降				
	新条件	第2子				
		第3子以降				
市町村民税所得割非課税世帯	従来条件	第1子				
		第2子				
		第3子以降				
	新条件	第2子				
		第3子以降				
市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	従来条件	第1子				
		第2子				
		第3子以降				
	新条件	第2子				
		第3子以降				
市町村民税所得割課税額が211,200円以下の世帯	従来条件	第1子				
		第2子				
		第3子以降				
	新条件	第2子				
		第3子以降				
上記区分以外の世帯	従来条件	第2子				
		第3子以降				
	新条件	第2子				
		第3子以降				
小 計	従来条件	第 1 子				
		第 2 子				
		第3子以降				
		小計①				
	新条件	第 2 子				
		第3子以降				

保育料等減免措置に関する調書

年 月 日

保護者氏名 印

※保護者は太枠内を記入する。

在園児	(フリガナ)	(生年月日) 年 月 日
	(氏名) 男・女	(在園幼稚園名)
保護者	(現住所)	年 1 月 1 日時点の住所 (※該当する番号に丸印)
	(電話)	1. 甲府市内 2. 甲府市外

園児の属する世帯の状況 ( 年 月現在)				甲府市 記入欄			
氏名	生年月日	続柄	職業(園名 又は学校名)	年齢・ 学年等	扶養者	市町村民税課税額	
						均等割額	所得割額
	年 月 日					円	円
	年 月 日					円	円
	年 月 日					円	円
	年 月 日					円	円
	年 月 日					円	円
備考:「園児の属する世帯の状況」欄には、園児と生計を 共にする者を記入する。					世帯合計	円	円

(同意書) 就園奨励費算定事務処理に際し、園児と生計を共にする者の市民税課税額等の調査・確認を甲府市教育委員会が行うことについて承諾いたします。

保護者(納税者)を代表する方の氏名 \_\_\_\_\_ 印

(あて先)甲府市教育委員会  
上記の者は当幼稚園の在園児であり、保育料等を園の規則どおりに支払っていることを証明します。

入園日	年 月 日	年 月 日
-----	-------	-------

入園料	保育料月額	保育料年間予定額
円	円	円

幼稚園長又は設置者 印

甲府市 記入欄 (この欄には記入しないでください。)							
入園日		退園日		減免月数		入園料	

第 8 号様式及び第 9 号様式を次のように改める。

第8号様式(第6条関係)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

(あて先)甲府市福祉部長

住所  
学校法人名  
幼稚園名  
幼稚園長又は  
設置者名

㊦

年度幼稚園就園奨励費補助金実績報告書

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

区 分			(a) 補 助 金 額		(b) 減 免 額		(a) - (b) 不 要 額 金 額
			人数	金額	人数	金額	
生活保護世帯	従来条件	第1子					
		第2子					
		第3子以降					
	新条件	第2子					
		第3子以降					
市町村民税非課税世帯	従来条件	第1子					
		第2子					
		第3子以降					
	新条件	第2子					
		第3子以降					
市町村民税所得割非課税世帯	従来条件	第1子					
		第2子					
		第3子以降					
	新条件	第2子					
		第3子以降					
市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	従来条件	第1子					
		第2子					
		第3子以降					
	新条件	第2子					
		第3子以降					
市町村民税所得割課税額が211,200円以下の世帯	従来条件	第1子					
		第2子					
		第3子以降					
	新条件	第2子					
		第3子以降					
上記区分以外の世帯	従来条件	第2子					
		第3子以降					
	新条件	第2子					
		第3子以降					
小 計	従来条件	第 1 子					
		第 2 子					
		第3子以降					
	新	第 2 子					

年度保育料等減免措置者名簿

条件		歳児 第1子・第2子・第3子以降		幼稚園名					
番号	氏名	保護者名	減免額					備考	
			生活保護世帯	市町村民税非課税世帯	市町村民税所得割非課税世帯	市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	市町村民税所得割課税額が211,200円以下の場合		左記区分以外の世帯
計		(人数)							
		(補助額)							

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

甲府市教育委員会告示第10号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年6月10日

甲府市教育委員会  
委員長 平賀 数人

1 入札対象業務

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号   | (教委) 第4号                 |
| (2) 業務名称   | 甲府市立小学校消火設備及び避難器具等点検業務委託 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から平成28年3月31日まで      |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                   |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                   |
| (6) 予定価格   | 公表しない                    |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                     |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（消防設備士、若しくは消防設備点検資格者）を雇用していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。



- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成27年6月10日(水)～平成27年6月19日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時00分～午後5時00分
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成27年6月10日(水)～平成27年6月19日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時00分～午後5時00分
- イ 場所 甲府市教育委員会総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階  
電話 055-223-7320
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成27年7月15日(水) 午前9時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
- ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市教育委員会告示第11号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年6月10日

甲府市教育委員会  
委員長 平賀 数人

1 入札対象業務

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号   | (教委) 第5号                 |
| (2) 業務名称   | 甲府市立中学校消火設備及び避難器具等点検業務委託 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から平成28年3月31日まで      |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                   |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                   |
| (6) 予定価格   | 公表しない                    |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                     |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（消防設備士、若しくは消防設備点検資格者）を雇用していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成27年6月10日(水)～平成27年6月19日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時00分～午後5時00分
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成27年6月10日(水)～平成27年6月19日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時00分～午後5時00分
- イ 場所 甲府市教育委員会総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階  
電話 055-223-7320
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成27年7月15日(水) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
- ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契

約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市教育委員会告示第12号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年6月10日

甲府市教育委員会  
委員長 平賀 数人

1 入札対象業務

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| (1) 入札番号   | (教委) 第6号               |
| (2) 業務名称   | 甲府市立小学校非常用放送設備保守点検業務委託 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から平成28年3月31日まで    |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                 |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                 |
| (6) 予定価格   | 公表しない                  |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                   |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所等を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」または「電気製品」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（消防設備士、若しくは消防設備点検資格者）を雇用していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成27年6月10日(水)～平成27年6月19日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時00分～午後5時00分
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成27年6月10日(水)～平成27年6月19日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時00分～午後5時00分
- イ 場所 甲府市教育委員会総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階  
電話 055-223-7320
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成27年7月15日(水) 午前10時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
- ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。



甲府市教育委員会告示第13号

平成27年6月10日付甲府市教育委員会告示第11号の内容に係る訂正について、次のとおり告示する。

平成27年6月12日

甲府市教育委員会  
委員長 平賀 数人

記

1 訂正する内容

甲府市教育委員会告示第11号の業務名「甲府市立中学校消火設備及び避難器具等点検業務委託」に係る一般競争入札参加申請書を次のとおり訂正する。

【訂正前】

平成27年6月10日付けで入札公告のありました入札番号（教委）第5号 甲府市立小学校消火設備及び避難器具等点検業務委託

【訂正後】

平成27年6月10日付けで入札公告のありました入札番号（教委）第5号 甲府市立中学校消火設備及び避難器具等点検業務委託

---

# 選挙管理委員会

---

甲府市選挙管理委員会告示第35号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成27年6月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

1	1/50の数	3, 116人
2	1/3の数	51, 923人
3	1/6の数	25, 962人
4	選挙人名簿登録者数	155, 768人

甲府市選挙管理委員会告示第36号

甲府市選挙管理委員会規程第2条の規定により委員長を次のとおり決定した。

平成27年6月12日

甲府市選挙管理委員会  
委員長職務代理者 三井和子

委員長就任年月日	住 所	氏 名
平成27年6月15日	甲府市伊勢三丁目15番1号	志 村 文 武

【任期：平成28年3月22日まで】

---

# 農業委員会

---

甲府市農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会6月定例総会を、平成27年6月30日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成27年6月26日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成27年7月告示分農用地利用集積計画について

# 上下水道局

甲府市上下水道局告示第 3 5 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成 2 7 年 6 月 9 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 米 山 俊 彦

## 一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）6号		
工事名	①濁川東一処理分区下水道管布設工事（H 2 7 - 1） ②（下甲-1）配水管布設替工事（濁川東一処理分区・H 2 7 - 1）		
工事場所	甲府市川田町地内		
工事概要	1	工事内容	①濁川東一処理分区下水道管布設工事（H 2 7 - 1） <ul style="list-style-type: none"> <li>・リブ付硬質塩ビ管布設工（φ 2 0 0 m m） L = 6 3 9 . 3 m</li> <li>・人孔設置工（1号）1 4 箇所</li> <li>・人孔設置工（小型）4 箇所</li> <li>・公設柵設置工 3 6 箇所</li> <li>・付帯工 1 式</li> </ul> ②（下甲-1）配水管布設替工事（濁川東一処理分区・H 2 7 - 1） <ul style="list-style-type: none"> <li>・D I P . N S （φ 2 5 0）5 . 0 m</li> <li>・D I P . N S （φ 2 0 0）8 . 0 m</li> <li>・D I P . N S （φ 1 5 0）5 7 8 . 5 m</li> <li>・D I P . N S （φ 1 0 0）2 8 . 0 m</li> <li>・D I P . N S （φ 7 5）7 . 0 m</li> <li>・D I P . K （φ 2 5 0）1 . 0 m</li> <li>・D I P . K （φ 1 5 0）2 9 . 5 m</li> <li>・D I P . K （φ 1 0 0）1 . 0 m</li> <li>・R R V P （φ 1 0 0）2 . 0 m</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R R V P (φ 5 0) 5. 0 m</li> <li>・ 仕切弁. N S (φ 2 5 0) 2 基</li> <li>・ 仕切弁. N S (φ 2 0 0) 1 基</li> <li>・ 仕切弁. N S (φ 1 5 0) 1 6 基</li> <li>・ 仕切弁. N S (φ 1 0 0) 4 基</li> <li>・ 仕切弁. N S (φ 7 5) 2 基</li> <li>・ 仕切弁. F (φ 1 5 0) 6 基</li> <li>・ 不断水式簡易仕切弁 (φ 2 5 0) 1 基</li> <li>・ 不断水式簡易仕切弁 (φ 1 5 0) 2 基</li> <li>・ 消火栓 (φ 7 5) 3 基</li> <li>・ 空気弁 (φ 2 0) 3 基</li> <li>・ 泥吐弁. N S (φ 7 5) 4 基</li> <li>・ 水抜栓 (φ 2 5) 1 基</li> <li>・ 臨給工 (材料局支給) 1 式</li> </ul>
	2	工期	平成 2 8 年 6 月 3 0 日まで
	3	予定価格 (税込み)	2 3 6, 3 1 1, 5 6 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 次の 2 者を構成員とする自主結成による 特定建設工事共同企業体 A A 2 者又は A B 2 者
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事等若しくは下水道管 布設工事等と配水管布設替工事等との 合併工事。ただし、1 件の工事請負額 が 8, 0 0 0 万円以上 (合併工事の場合 は合算可) の実績に限る。 共同企業体の代表構成員が元請として 平成 1 2 年 4 月 1 日以降に完成、引き 渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型 ( I )
	2	加算点の満点	2 0

	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年6月9日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年6月18日
	3	申請書受付開始日	平成27年6月9日
	4	申請書受付締切日	平成27年6月18日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年6月24日
	6	設計図書配付開始日	平成27年6月9日
	7	設計図書配付締切日	平成27年6月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年6月9日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年6月25日
	10	入札日時	平成27年7月3日 午前9時
	11	価格以外の評価点公表日	平成27年7月8日
	12	開札日時	平成27年7月14日 午前9時
	13	落札者決定日	平成27年7月15日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工程表 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年6月30日 午後5時まで
	2	回答	平成27年7月1日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成27年7月10日まで
	2	回答	平成27年7月13日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成27年7月13日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払との選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号	



甲府市上下水道局告示第36号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年6月9日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 米山俊彦

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110014号		
工事名	(鉛対-1) 鉛給水管布設替工事		
工事場所	甲府市美咲二丁目地内		
工事概要	1	工事内容	・PP(φ20) 35件 ・PP(φ25) 11件
	2	工期	平成27年11月2日まで
	3	予定価格 (税込み)	14,709,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が700万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年6月9日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年6月18日
	3	申請書受付開始日	平成27年6月9日

	4	申請書受付締切日	平成27年6月18日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年6月24日
	6	設計図書配付開始日	平成27年6月9日
	7	設計図書配付締切日	平成27年6月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年6月9日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年6月25日
	10	入札及び開札日時	平成27年7月3日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年6月30日 午後5時まで
	2	回答	平成27年7月1日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第37号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年6月9日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 米山俊彦

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 130011号		
工事名	マンホールトイレ設置工事 (H27-1)		
工事場所	甲府市相生二丁目地内		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リブ付塩ビ管布設工 (φ450) L=13.2m</li> <li>・リブ付塩ビ管布設工 (φ250) L=5.3m</li> <li>・リブ付塩ビ管布設工 (φ250) L=4.9m</li> <li>・貯留弁付人孔設置工 1箇所</li> <li>・人孔設置工 (1号) 1箇所</li> <li>・点検口設置工 (トイレ用・φ200) 5箇所</li> <li>・点検口設置工 (注水口用・φ200) 1箇所</li> <li>・さく井工 1式</li> <li>・付帯工 1式</li> </ul>
	2	工期	平成27年10月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	12,258,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	<p>下水道管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が600万円以上の実績に限る。</p> <p>元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。</p> <p>なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場</p>

			合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年6月9日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年6月18日
	3	申請書受付開始日	平成27年6月9日
	4	申請書受付締切日	平成27年6月18日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年6月24日
	6	設計図書配付開始日	平成27年6月9日
	7	設計図書配付締切日	平成27年6月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年6月9日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年6月25日
	10	入札及び開札日時	平成27年7月3日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年6月30日 午後5時まで
	2	回答	平成27年7月1日
入札の無効			入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札
入札保証金			免除
契約保証金			契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
低入札価格調査制度			適用

支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第38号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成27年6月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 米山俊彦

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）7号		
工事名	①濁川東一処理分区下水道管布設工事（H27-2） ②（下甲-2）配水管布設替工事（濁川東一処理分区・H27-2）		
工事場所	甲府市和戸町・川田町地内		
工事概要	1	工事内容	<p>①濁川東一処理分区下水道管布設工事（H27-2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リブ付硬質塩ビ管布設工（φ200mm） L=872.7m</li> <li>・人孔設置工（1号）16箇所</li> <li>・人孔設置工（小型）7箇所</li> <li>・公設柵設置工 26箇所</li> <li>・付帯工 1式</li> </ul> <p>②（下甲-2）配水管布設替工事（濁川東一処理分区・H27-2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DIP. NS（φ150）158m</li> <li>・DIP. NS（φ100）410m</li> <li>・DIP. NS（φ75）1.5m</li> <li>・DIP. K（φ150）3m</li> <li>・RRVP（φ150）1m</li> <li>・RRVP（φ75）1m</li> <li>・仕切弁. NS（φ150）4基</li> <li>・仕切弁. NS（φ100）6基</li> <li>・仕切弁. NS（φ75）1基</li> <li>・泥吐弁. NS（φ75）2基</li> <li>・消火栓（φ75）1基</li> <li>・臨給工 1式</li> </ul>

	2	工期	平成28年7月29日まで
	3	予定価格 (税込み)	116,443,440円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事等若しくは下水道管 布設工事等と配水管布設替工事等との 合併工事。ただし、1件の工事請負額 が5,800万円以上(合併工事の場合 は合算可)の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
	5	近接工事	平成27年6月9日告示(合併(土木) 6号(①濁川東一処理分区下水道管布 設工事(H27-1)、②(下甲-1) 配水管布設替工事(濁川東一処理分区 ・H27-1)))の落札者(各構成員) は、本工事の落札者となることは できません。
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型 I
	2	加算点の満点	20
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	平成27年6月23日
	2	入札説明書等配付締切 日	平成27年7月2日
	3	申請書受付開始日	平成27年6月23日
	4	申請書受付締切日	平成27年7月2日 午後3時まで

	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年7月8日
	6	設計図書配付開始日	平成27年6月23日
	7	設計図書配付締切日	平成27年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年7月9日
	10	入札日時	平成27年7月17日 午前9時
	11	価格以外の評価点公表日	平成27年7月23日
	12	開札日時	平成27年7月29日 午前9時
	13	落札者決定日	平成27年7月30日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 施工計画書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年7月14日 午後5時まで
	2	回答	平成27年7月15日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成27年7月27日まで
	2	回答	平成27年7月28日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成27年7月28日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	



低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第39号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成27年6月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 米山俊彦

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）8号		
工事名	①善光寺一処理分区下水道管布設工事（H27-1） ②（下甲-3）配水管布設替工事（善光寺一処理分区・H27-1）		
工事場所	甲府市桜井町・横根町地内		
工事概要	1	工事内容	<p>①善光寺一処理分区下水道管布設工事（H27-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リブ付硬質塩ビ管布設工（φ200mm） L=1274.8m</li> <li>・ポリエチレン管布設工（φ75mm） L=128.2m</li> <li>・人孔設置工（2号）1箇所</li> <li>・人孔設置工（1号）19箇所</li> <li>・人孔設置工（特1）2箇所</li> <li>・人孔設置工（小型）7箇所</li> <li>・公設柵設置工 69箇所</li> <li>・付帯工 1式</li> </ul> <p>②（下甲-3）配水管布設替工事 善光寺一処理分区・H27-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DIP. NS（φ300）9.0m</li> <li>・DIP. NS（φ250）90.0m</li> <li>・DIP. NS（φ150）198.5m</li> <li>・DIP. NS（φ100）289.0m</li> <li>・DIP. NS（φ75）5.5m</li> <li>・DIP. K（φ250）4.0m</li> <li>・DIP. K（φ150）2.5m</li> <li>・DIP. K（φ100）6.0m</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・RRVP (φ100) 4.0m</li> <li>・HPPE (φ75) 97.5m</li> <li>・仕切弁. NS (φ250) 2基</li> <li>・仕切弁. NS (φ150) 8基</li> <li>・仕切弁. NS (φ100) 4基</li> <li>・仕切弁. NS (φ75) 1基</li> <li>・仕切弁. F (φ250) 1基</li> <li>・泥吐弁. NS (φ100) 2基</li> <li>・泥吐弁. NS (φ75) 2基</li> <li>・不断水式簡易仕切弁 (φ250) 2基</li> <li>・消火栓 (φ75) 1基</li> <li>・空気弁 (φ20) 1基</li> <li>・水抜栓 (φ25) 4基</li> <li>・臨給工 (材料局支給) 1式</li> </ul>
	2	工期	平成28年9月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	291,049,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 次の2者を構成員とする自主結成による 特定建設工事共同企業体 AA2者又はAB2者
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事等若しくは下水道管 布設工事等と配水管布設替工事等との 合併工事。ただし、1件の工事請負額 が8,000万円以上(合併工事の場合 は合算可)の実績に限る。 共同企業体の代表構成員が元請として 平成12年4月1日以降に完成、引き 渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型 (I)
	2	加算点の満点	20

	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年7月2日
	3	申請書受付開始日	平成27年6月23日
	4	申請書受付締切日	平成27年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年7月8日
	6	設計図書配付開始日	平成27年6月23日
	7	設計図書配付締切日	平成27年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年7月9日
	10	入札日時	平成27年7月17日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成27年7月23日
	12	開札日時	平成27年7月29日 午前9時10分
	13	落札者決定日	平成27年7月30日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 施工計画書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年7月14日 午後5時まで
	2	回答	平成27年7月15日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成27年7月27日まで
	2	回答	平成27年7月28日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成27年7月28日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払との選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号	

甲府市上下水道局告示第40号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成27年6月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 米山俊彦

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）9号		
工事名	①中-1-1処理分区下水道管布設工事（H27-1） ②（下中-101）配水管布設替工事（中-1-1処理分区・H27-1）		
工事場所	甲府市中畑町地内		
工事概要	1	工事内容	<p>①中-1-1処理分区下水道管布設工事（H27-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・硬質塩ビ管布設工（φ150mm） L=483.7m</li> <li>・ポリエチレン管布設工（φ75mm） L=89.10m</li> <li>・人孔設置工（1号）13箇所</li> <li>・人孔設置工（2号）1箇所</li> <li>・人孔設置工（小型）3箇所</li> <li>・公設柵設置工 11箇所</li> <li>・付帯工 1式</li> </ul> <p>②（下中-101）配水管布設替工事（中-1-1処理分区・H27-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DIP. NS（φ100）298.5m</li> <li>・DIP. K（φ100）7.5m</li> <li>・RRVP（φ100）7m</li> <li>・RRVP（φ50）7.5m</li> <li>・仕切弁. NS（φ100）5基</li> <li>・仕切弁. F（φ100）1基</li> <li>・泥吐弁. NS（φ75）2基</li> <li>・空気弁（φ20）1基</li> </ul>

	2	工期	平成28年4月28日まで
	3	予定価格 (税込み)	78,183,360円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
	1	本店所在地	甲府市内
入札参加資格	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事等若しくは下水道管 布設工事等と配水管布設替工事等との 合併工事。ただし、1件の工事請負額 が3,900万円以上（合併工事の場 合は合算可）の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>（本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。）</u>
	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
総合評価に 関する事項	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
	1	入札説明書等配付開始 日	平成27年6月23日
日程	2	入札説明書等配付締切 日	平成27年7月2日
	3	申請書受付開始日	平成27年6月23日
	4	申請書受付締切日	平成27年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成27年7月8日
	6	設計図書配付開始日	平成27年6月23日
	7	設計図書配付締切日	平成27年7月9日
	8	設計図書に関する質問 開始日	平成27年6月23日

	9	設計図書に関する質問 締切日	平成27年7月9日
	10	入札日時	平成27年7月17日 午前9時20分
	11	価格以外の評価点公表 日	平成27年7月23日
	12	開札日時	平成27年7月29日 午前9時20分
	13	落札者決定日	平成27年7月30日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格 に対する 説明	1	質問	平成27年7月14日 午後5時まで
	2	回答	平成27年7月15日
価格以外の 評価に關する 照会	1	質問	平成27年7月27日まで
	2	回答	平成27年7月28日
価格以外の評価 を修正した場合		公表	平成27年7月28日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選 択制とする。）	
	部分払	請求できる	



問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第41号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年6月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 米山俊彦

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110022号		
工事名	(鉛対 - 2) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市美咲一丁目地内		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HPPE (φ75) 260m</li> <li>・仕切弁 (φ75) 1基</li> <li>・消火栓 (φ75) 1基</li> <li>・臨給工 1式</li> </ul>
	2	工期	平成27年11月27日まで
	3	予定価格 (税込み)	23,059,080円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が1,100万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年6月23日

	2	入札説明書等配付締切日	平成27年7月2日
	3	申請書受付開始日	平成27年6月23日
	4	申請書受付締切日	平成27年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年7月8日
	6	設計図書配付開始日	平成27年6月23日
	7	設計図書配付締切日	平成27年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年7月9日
	10	入札及び開札日時	平成27年7月17日 午前10時
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年7月14日 午後5時まで
	2	回答	平成27年7月15日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第42号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年6月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 米山俊彦

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 130018号		
工事名	路面復旧工事 (H27-2)		
工事場所	甲府市羽黒町・山宮町地内		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表層工 (再生密粒度ASC t = 5cm) A = 836㎡</li> <li>・上層路盤工 (再生瀝青安定処理材 t = 10cm) A = 739㎡</li> <li>・不陸整正工 (粒調碎石M30 3m3 / 100㎡) A = 836㎡</li> <li>・区画線工 1式</li> </ul>
	2	工期	平成27年11月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	11,286,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値 (P) 650点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績</u>

			は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年7月2日
	3	申請書受付開始日	平成27年6月23日
	4	申請書受付締切日	平成27年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年7月8日
	6	設計図書配付開始日	平成27年6月23日
	7	設計図書配付締切日	平成27年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年7月9日
	10	入札及び開札日時	平成27年7月17日 午前10時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年7月14日 午後5時まで
	2	回答	平成27年7月15日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第43号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

平成27年6月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 米山 俊彦

指定番号	第25号
指定業者名	勇進産業株式会社
所在地	甲府市下石田二丁目10番5号
代表者	手塚 克己

---

# 任免辞令

---

(市長事務部局)

甲府市固定資産評価員に選任する  
以上 発 令 日 平成27年 6月 1日  
芦 澤 徹

市立甲府病院 看護部 主任 淡 野 芳 夏  
市立甲府病院 看護部 技師 柏 木 友 紀  
市立甲府病院 看護部 技師 川 元 幸  
退職を承認する  
以上 発 令 日 平成27年 6月30日